【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第百十八条　削除

（改正前）

第百十八条　証券取引所に上場されている有価証券の発行者（第二十四条の規定により報告書を大蔵大臣に提出する者を除く。）は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該発行者の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該発行者の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該発行者の役員に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した報告書を作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に、これを当該証券取引所に提出しなければならない。

②　第七条、第二十五条第三項及び同条第六項において準用する同条第一項但書の規定は、前項の規定による報告書について、これを準用する。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十八条　証券取引所に上場されている有価証券の発行者（第二十四条の規定により報告書を大蔵大臣に提出する者を除く。）は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該発行者の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該発行者の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該発行者の役員に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した報告書を作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に、これを当該証券取引所に提出しなければならない。

②　第七条、第二十五条第三項及び同条第六項において準用する同条第一項但書の規定は、前項の規定による報告書について、これを準用する。

（改正前）

第百十八条　証券取引所が第百十二条第三項の規定による登録をした有価証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有価証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を大蔵大臣に提出しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百十八条　証券取引所が第百十二条第三項の規定による登録をした有価証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有価証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第百十八条　証券取引所が第百十二条第三項の規定による登録をした有価証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有価証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十八条　証券取引所が第百十二条第三項の規定による登録をした有価証券の発行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有価証券に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。